

○簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり業務提案書の提出を招請するので公告する。

令和 7(2025)年 2 月 3 日

小山市長 浅野 正富

1 業務概要

(1) 業務名

小山市道路等維持管理包括業務委託(南部)

(2) 履行場所

市道 4 号線外 小山市内

(3) 業務内容

本業務は、小山市内(南部)における次に掲げる道路等の維持管理業務を委託するものである。

- ・ 道路維持管理業務
- ・ 調整池等維持管理業務
- ・ 道路路面清掃業務

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和 8(2026)年 3 月 23 日 (月) までとする。

(5) 発注形式

単体とする。

2 参加資格の条件

(1) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく小山市の入札参加制限を受けていない者であること。

イ 小山市の建設工事入札参加資格のうち舗装工事の認定を受けている者であること。

ウ 本業務の契約締結日において、小山市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ 小山市内に建設業法に基づく主たる営業所(本社又は本店)を有すること。

(2) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間のうち小山市内で国、特殊法人等、栃木県、栃木県出資公社又は小山市発注の道路維持管理業務(舗装修繕の一契約が 2,000m² 以上)を履行した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(以下「事業協同組合」という。)が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。

イ 本業務の配置予定者として、主任技術者(建設業法第 26 条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。以下同じ。)を専任で 1 名配置できる者であること。

3 業務提案書の提出者を選定するための基準

2 に示す入札参加資格要件の全てを満たすものであること。

4 業務提案書を特定するための評価基準

(1) 主任技術者の業務経歴

道路維持管理業務の実績

(2) 事業者の業務経歴

道路維持管理業務の実績

(事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。)

(3) 業務の実施方針及び手法

特定テーマに対する提案の内容

5 手続等

(1) 担当部署

〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1 小山市役所建設水道部道路課

電話 0285-22-9228 FAX 0285-22-9270

(2) 説明書の配布期間及び場所

令和 7 年 2 月 3 日 (月) 午前 9 時から令和 7 年 2 月 14 日 (金) 午後 4 時までとする。

受付は、小山市の休日を定める条例第 1 条に規定する市の休日 (以下「休日等」という。) を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。(ただし正午から午後 1 時までを除く。)

〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1 小山市役所建設水道部道路課

電話 0285-22-9228 FAX 0285-22-9270

(3) 参加表明書の提出期限及び方法

ア 令和 7 年 2 月 14 日 (金) 休日等を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

(ただし正午から午後 1 時までを除く。)

イ 持参による。

(4) 業務提案書の提出期限及び方法

ア 令和 7 年 3 月 3 日 (月) 休日等を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

(ただし正午から午後 1 時までを除く。)

イ 持参による。

6 その他

(1) 業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。

(2) 詳細は小山市道路等維持管理包括業務委託(南部)説明書による。

(3) 本業務は小山市 2 月議会において、新年度予算が成立することを前提とした業務である。